

海外プロモーション映像活用事業助成金交付要綱細則

(通則)

第1条 この細則は、海外プロモーション映像活用事業助成金交付要綱(以下、「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金指定申請書)

第2条 要綱第9条第1項の助成金対象事業指定申請書は、様式1とする。ただし、要綱第16条第1項ただし書きにより概算交付を申請するときは、様式2とする。

2 要綱第9条第1項の理事長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の定款又はこれに類する規約
- (2) 申請者の直近の市税の納税証明書(指名願用)および宣誓書(様式3)
- (3) 映像制作のスケジュール
- (4) コンソーシアム構成書およびコンソーシアム協定書(コンソーシアムを構成する場合のみ)
- (5) その他理事長がその都度必要と認める書類

(助成金変更交付申請書)

第3条 要綱第11条第1項の助成金変更交付申請書は、様式4とする。

2 要綱第11条第1項の理事長が必要と認める書類は、変更の内容に応じて、理事長がその都度必要と認めるものとする。

3 次の各号に該当する場合は助成金変更交付申請書(様式4)の提出を要しない。

- (1) 助成目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 助成目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(助成金の実績報告書)

第4条 要綱第14条第1項の事業実績報告書は、様式5とする。

2 要綱第14条第1項の理事長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出した経費の事実を証明する領収書等の書類
- (2) 札幌市内で撮影等が適正に行われたことを証明する許可証の写し等の書類
- (3) その他理事長がその都度必要と認める書類

3 要綱第14条第2項の連動事業実績報告書は、様式6とする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。